

以下は、対外試合の発出文書説明時に追加説明した内容です。

対外試合の自粛における申し合わせ

教育委員会では、9月10日付にて「坂井地区に限り対外試合を緩和し、県の感染拡大警報期間(9月24日)後に以降の制限・緩和等についてアナウンスする。」ことを通知しました。

しかし、一方で県の感染拡大警報期間中であっても、6年生の最後の大会や地区予選を勝ち抜いた大会が開催されることを聞いております。本来なら、大会主催者側が県の警報を重く受け止めて、延期等の検討をしていただくのが良いのですが、諸般の事情で大会が実施される場合もあると思います。

よって、以下の事項に十分留意をいただきながら、参加を容認することと致します。

- ・団内の指導者、保護者で大会出場の是非について十分に協議のこと。
- ・チームで参加する場合でも個人の参加は団員、保護者の自由意思であること。
- ・感染症対策に万全を期す外、最小人数での参加・観戦であること。
- ・参加する場合には、生涯学習スポーツ課またはスポーツ協会に連絡のこと。